各務原市企業立地助成金審査会設置要綱

（平成２１年２月１８日決裁）

（設置）

第１条　市内の工業団地等に立地しようとする企業に対して各務原市企業立地助成金の交付の可否を選考するため、各務原市企業立地助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審査会は、民間事業者等が造成する工業団地等のうち、市長が特に認めた工業団地等に立地しようとする企業で各務原市企業立地助成要綱（平成１６年６月１６日決裁）第２条に規定する各務原市企業立地助成金の交付を受けようとする企業の選考に関する事務を行う。

（組織）

第３条　審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は産業活力部商工振興課長をもって充て、副委員長は市長公室企画広報課長をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）総務部総務課長

（２）総務部財政課長

（３）市民生活部税務課長

（４）市民生活部市民税課長

（５）市民生活部資産税課長

（６）市民生活部環境室環境政策課長

（７）都市建設部都市計画課長

（８）都市建設部建築指導課長

（９）水道部下水道課長

（会議）

第４条　委員長は、必要に応じて審査会を招集し、会議を主宰する。

２　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（庶務）

第５条　審査会の庶務は、産業活力部商工振興課において行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年８月２日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成３０年５月２４日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。